

留寿都村福祉灯油等助成事業の実施について（お知らせ）

平成29年度に引き続き本年度も、生活不安の解消と福祉の増進を図ることを目的として、村内に居住する「ひとり暮らし高齢者世帯」等であって、平成30年度の村民税が非課税である世帯に対し、冬期暖房燃料費用の一部について以下のとおり助成を行いますのでお知らせいたします。

なお、事業の対象と考えられる世帯に対しましては、後日、個別に連絡させていただきます。

● 対象世帯

平成30年12月1日を基準日として、本村の住民基本台帳に登録され、現に居住している次に掲げる世帯であって、平成30年度の村民税が非課税である世帯となります。

◆ ひとり暮らし高齢者世帯

70歳以上の者1人のみで構成する世帯

◆ 重度心身障害者のいる世帯

□ 知的障害者世帯

障害の程度が療育手帳交付区分Aランクの方がいる世帯

□ 身体障害者世帯

身体障害者手帳等級1級及び2級の方がいる世帯

□ 精神障害者世帯

精神障害者保健福祉手帳等級1級の方がいる世帯

◆ ひとり親世帯等

いわゆる母子家庭、父子家庭又はこれに準ずる世帯

● 対象世帯から除かれるもの

上記までに該当する世帯であっても次に該当する場合は、対象世帯から除かれます。

- ◇ 生活保護世帯である場合
- ◇ 事実上他の世帯に扶養されている場合
- ◇ 申請の日において、社会福祉施設等に入所しているため事実上不在である場合
- ◇ 申請の日において、転出又は死亡している場合
- ◇ 申請の日において、長期入院により、基準日以降引き続き1月以上の不在期間がある場合
- ◇ 住民税を滞納している場合
- ◇ その他これに準ずる場合

● 助成額

1世帯当たり10,000円を助成します。

● 申請方法等

申請期間 平成31年1月11日（金）から平成31年1月31日（木）まで （来庁が大変な方は、お電話してください！）

* 役場に来るのが大変な方は、平成31年2月1日（金）から8日（金）までの間に、職員の方よりご自宅を訪問させていただきます、申請をいただきますので、無理に来庁せず、役場住民福祉課まで電話連絡をお願いします。

* 平成30年1月2日以降に転入された方は、前住所地の市町村民税非課税証明書等が必要になります。

● 照会先

詳しくは、役場住民福祉課（☎46-3131）までご照会ください。

平成31年1月7日

留寿都村役場住民福祉課（☎46-3131）